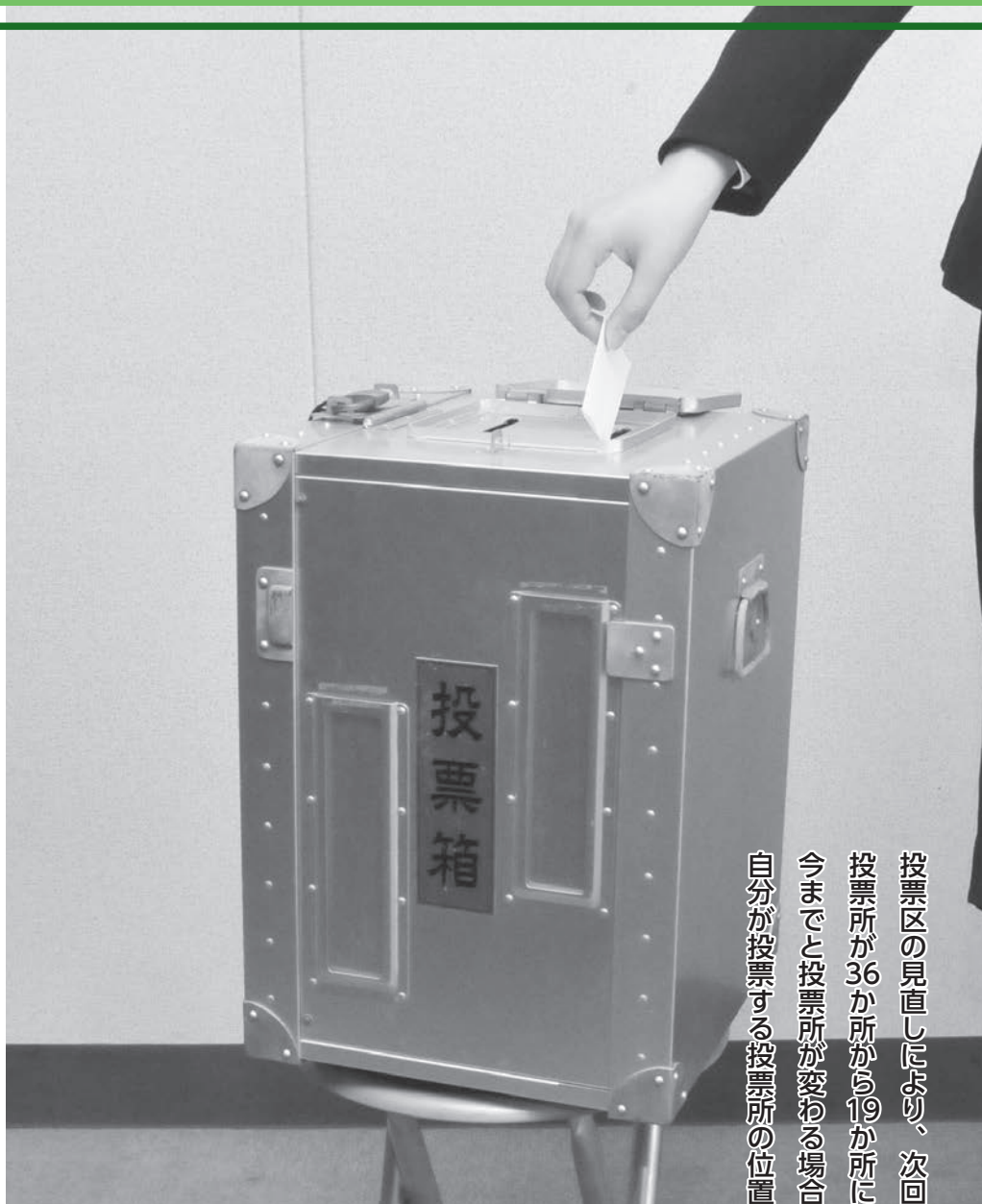


投票所が市内36か所から19か所へ

選挙の投票区を見直しました



投票区の見直しにより、今回の選挙から、投票所が36か所から19か所になります。今までと投票所が変わる場合がありますので、自分が投票する投票所の位置などを確認してみましょう。

投票区が変わります

市ではこれまで、平成17年の市町村合併後も旧市町の選挙体制を引き継ぎ、市内36か所の投票所で選挙を行ってきました。しかし投票所ごとの有権者数に大きな差があることや、円滑な投票を行うための適切な環境が整っていない投票所があることなど課題がありました。経費の削減と有権者にとって公平で投票しやすい環境を整えるため、投票区をおおむね1小学校区につき一つとし、環境の整わない投票所の統廃合を行った結果、投票所は36か所から19か所にな

ります。

今回の選挙から、今までと投票所が変わる場合がありますので確認してください。

選挙権は大切な権利です

選挙権は、国・県・市の選挙で投票し、それぞれの議員や知事、市長を選ぶことができる権利です。日本国憲法の基本的な考えの一つである国民主権に基づくもので、国や地域をどのように動かしていくのか、その決定権が国民や地域の住民にあることを意味します。選挙権は、有権者一人一人が政治の在り方を決めていくための大切な権利です。

問い合わせ先

旭市選挙管理委員会
(総務課庶務行政班内)

☎ 62・5310

変更される投票所

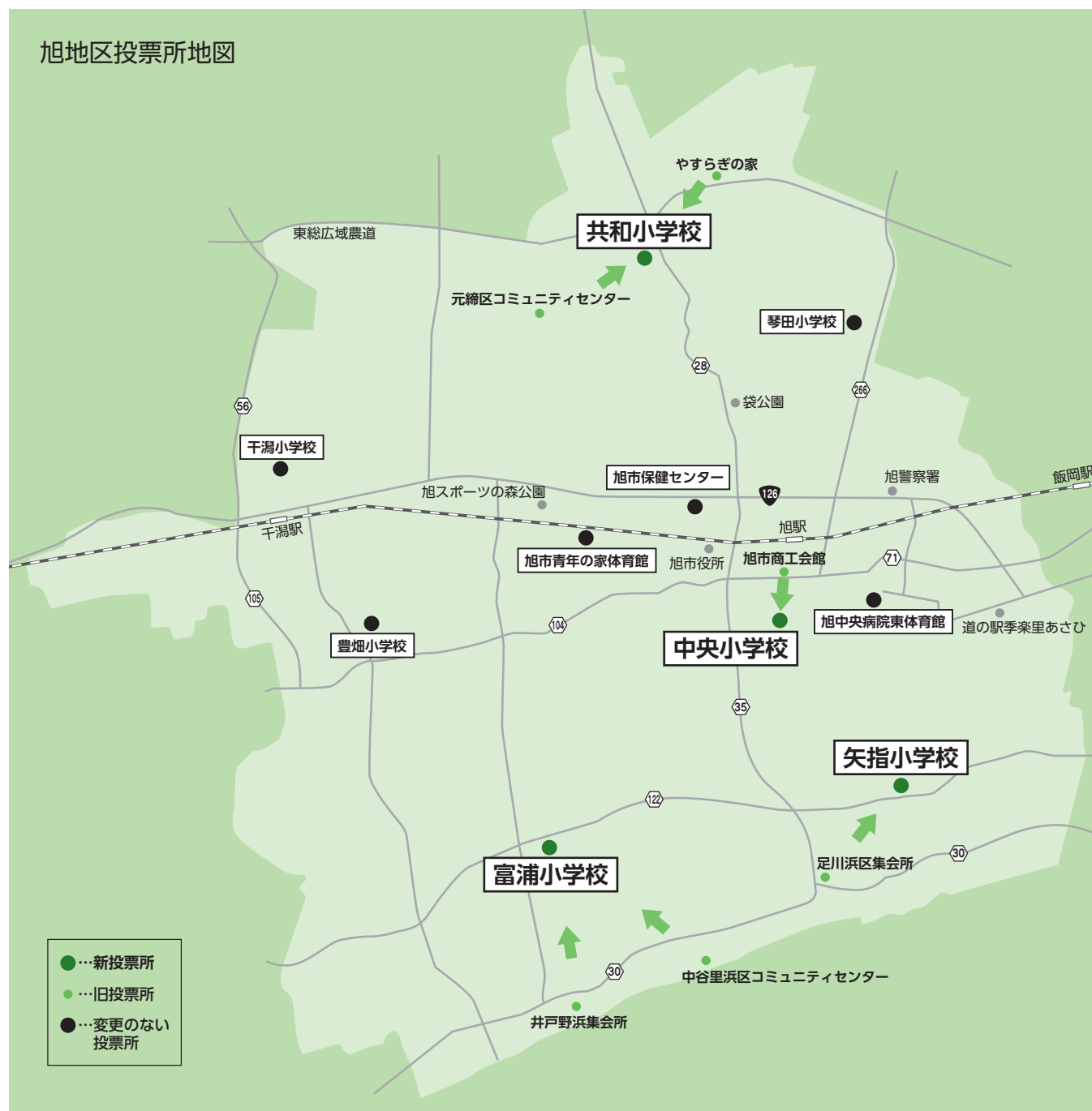
投票所の変更は次のとおりです

記載のない投票所は変更ありません。投票所はそれぞれの選挙ごとに定めるため、諸事情により変わることもありますので、選挙のときに送付される入場券を必ず確認してください。

旭地区

旧投票所		新投票所	区 域
中央小学校 旭市商工会館	➡	中央小学校 ハの74番地	塚前区、街道区、田町区、仲町区、新町区、新田区、東町区、瀬道区、十日市場岡区
矢指小学校 足川浜区集会所	➡	矢指小学校 椎名内1278番地	十日市場浜区、椎名内岡区、椎名内東町区、椎名内仲町区、椎名内西町区、東足洗区、西足洗岡区、西足洗浜区、野中区、足川岡区、足川浜区
富浦小学校 中谷里浜区コミュニティセンター 井戸野浜集会所	➡	富浦小学校 中谷里3383番地2	仁玉岡区、仁玉浜区、中谷里岡区、中谷里浜区、川向区、神宮寺岡区、神宮寺浜区、井戸野浜区、駒込浜区
共和小学校 元締区コミュニティセンター やすらぎの家	➡	共和小学校 新町771番地	新町上町区、新町仲町区、新町下町第一区、新町下町第二区、小川区、溜下区、元締区、宮本区、谷町場区、西琴田区

旭地区投票所地図



海上地区

旧投票所	見広農村協同館
	倉橋やすらぎの家
	蛇園区民館



新投票所	鶴巻小学校
	蛇園5533番地

区 域	見広区、大間手区、倉橋区、蛇園区
-----	------------------

旧投票所	滝郷小学校
	岩井青年館



新投票所	滝郷小学校
	清滝821番地

区 域	清滝区、幾世区、松ヶ谷区、岩井区
-----	------------------

旧投票所	広原西区青年館
	嚶鳴小学校



新投票所	海上公民館
	高生1番地

区 域	広原東区、広原仲区、広原南区、 広原西区、後草区、高生区、 琴田区、沖区、高見台団地自治会
-----	---

海上地区投票所地図



飯岡地区

旧投票所	永井岡区民館
	飯岡小学校



新投票所	飯岡小学校
	飯岡2020番地1

区 域	上永井区、南町区、永井岡区、 東町区、西上町区、西下町区、 横根東浜区、本町区、川端町区、 小網町区、広網町区、大崎町区、 並木町区、飯岡岡区
-----	---

旧投票所	行内青年館
	飯岡保健センター
	塙農村協同館



新投票所	飯岡保健センター
	横根3520番地

区 域	八軒町区、行内区、平松岡区、 平松浜区、横根岡区、横根西浜区、 萩園区、双葉町区、塙東町区、 塙西町区、塙新町区
-----	---

旧投票所	三川小学校
	後農村研修所



新投票所	三川小学校
	三川4643番地

区 域	曾根区、目那区、犬林区、上宿区、 後区、下宿区、浜区、県営飯岡団地
-----	--------------------------------------

飯岡地区投票所地図



干潟地区

旧投票所		新投票所	区 域
萬歳地区多目的研修センター 関戸ふれあいセンター	➡	萬歳地区多目的研修センター 櫻井123番地 1	萬歳 1 区、萬歳 2 区、萬歳 3 区、萬歳 4 区、関戸区、溝原区、櫻井区
干潟支所 ふれあいセンター	➡	干潟支所 南堀之内10番地	中 1 区、中 2 区、中 3 区、中 4 上区、中 4 下区、中 5 区、中 6 区、中 7 区、中 8 区、中 9 区、中 10 区、中 11 区、中 12 区、中 13 区
古城保育所 コミュニティセンター	➡	コミュニティセンター 萬力2231番地	西 1 区、西 2・9 区、西 3 区、西 4 区、西 5 区、西 6 区、西 7 区、西 8 区、西 10 区、西 11 区、西 12 区、西 13 区、西 14 区、西 15 区、西 16 区、西 17 区、西 18 区



➡ 入場券を確認してください

選挙の際には、自宅に投票所の入場券がはがきで届きます。はがきには、投票所名が記載されていますので、投票所を確認のうえ投票してください。1 枚につき、4 人までの入場券が印刷してありますので、自分の入場券を切り離して、投票所に持参してください。

入場券の裏側には「宣誓書」が記載されています。期日前投票を利用する場合には、事前に宣誓書に必要事項を記入して期日前投票所に持参すると、速やかに投票ができます。投票日当日に投票する場合は、記載の必要はありません。

入場券(表)

投票所入場整理券			
選挙			
平成 年 月 日 () 午前 7 時～午後 8 時			
投票区	名簿番号(頁-番号)	氏名	
2		旭 太郎	
投票所	旭市立中央小学校体育館	受付	名簿

入場券(裏)

宣 誓 書	
平成 年 月 日	
選挙人氏名	旭 太郎
生 年 月 日	明・大(昭)平 29 年 7 月 1 日
現 住 所	旭市 二の1920番地
私は、平成 年 月 日執行の 選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下は真実であることを誓います。	
期日前投票事由(次の1、2、3、5のいずれかに○を付してください。)	
①	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭、その他 ()
②	1 以外の用事又は事故のため、投票区の区域外に外出、旅行、滞在
③	疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難、刑事施設等に収容
⑤	住所移転のため、他市町村に居住

➡ 18歳から選挙に行こう



公職選挙法の改正により、6月19日以降に公示される選挙から、年齢が満18歳以上20歳未満の人が新たに投票できるようになります。市内では約1,200人の有権者が加わる見込みです。

選挙権年齢の引き下げにより対象となる新有権者をはじめ、有権者の皆さんの意見を反映するためには、少しでも多くの人が政治や選挙に関心を持ち、選挙に参加することが大切です。誰にとっても住みよいまちにするために積極的に投票に行きましょう。